

## 委託型

## 令和4年度多摩市委託型地域包括支援センター 評価シート

★→多摩市指標 ☆→厚労省指標

※特に指定がない場合、10月31日時点での評価とする。(年度末時点で修正があれば、3月の地域包括支援センター運営協議会で修正する)

※実績があることが条件の評価指標に関しては、具体的な計画(日時、内容、参加者等)が決定している場合は指標の内容を満たしているものとする。

## 1 組織・運営体制等

## 1-(1) 組織・運営体制

	評価指標	留意点	評価根拠	評価
☆	1 市町村が定める運営方針の内容に沿って、センターの事業計画を策定しているか。	年度当初時点で策定されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う		
★	2 センター職員が重点目標及び活動計画作成に参画し、センター内で共通理解を図っているか。	策定にあたりセンター内でミーティング等を行い、協議の記録が残されている場合に指標の内容を満たしているものとして取り扱う。		
★	3 ミーティング等を通じて事業計画の進捗確認を計画的に行っている	少なくとも四半期に一度、進捗確認を行い、確認の記録が残されている場合に指標の内容を満たしているものとして取り扱う。		
★	4 「多摩市地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例」に基づいた職員の配置基準を満たしているか。	欠員となった時点から換算して3か月を超える期間配置基準を満たせていない場合は満たしていないものとして取り扱う。		
☆	5 センターに在籍する全ての職員に対して、センターまたは受託法人が、職場での仕事を離れての研修(Off-JT)を実施しているか。	東京都研修、市役所主催の包括研修、及びその他外部の研修に参加した上でその内容を包括内で共有している場合、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。		
☆	6 パンフレットの配布など、センターの周知を行っているか。	少なくともパンフレットの配布により周知を行っている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。		

1-(2)個人情報の管理

	センター指標	留意点	評価根拠	評価
☆	7 個人情報保護に関する市町村の取扱方針に従って、センターが個人情報保護マニュアル（個人情報保護方針）を整備しているか。	データまたは紙面で整備されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。		
☆	8 個人情報が漏えいした場合の対応など、市町村から指示のあった個人情報保護のための対応を、各職員へ周知しているか。	データまたは紙面で整備されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。		
☆	9 個人情報の保護に関する責任者を配置しているか。	常勤で配置されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。なお、専従・兼務の別は問わない。		

1-(3)利用者満足度の向上

	センター指標	留意点	評価根拠	評価
★	10 苦情対応に関する市町村の取扱方針に従って、センターが苦情対応マニュアル（苦情対応方針）を整備しているか。	データまたは紙面で整備されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。		

## 2 個別業務

### 2-(1) 総合相談支援業務

	センター指標	留意点	評価根拠	評価
☆	11 地域における関係機関・関係者のネットワークについて、構成員・連絡先・特性等に関する情報をマップまたはリストで管理しているか。	・介護サービス事業者・医療機関・民生委員いずれの情報も管理している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 ・データまたは紙面で整備されており、逐次見直しを行っている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。		
★	12 担当職ごとのケース数等センター内で進捗管理を行い、対応の終結を市町村と共有しているか。	ケース確認会において、ケースの進捗管理及び終結の報告ができていない場合に指標の内容を満たしているものとして取り扱う。		
★	13 3職種の連携・チームアプローチが出来ているか	日頃からセンター内で円滑な連携を図るため、定期連絡会等情報共有の場を設定し、常に3職種で検討できる体制を構築している場合に指標の内容を満たしているものとして取扱う。		
☆	14 家族介護者からの相談について、相談件数や相談内容を記録等に残して取りまとめているか。	家族介護に関連する相談があった際、相談内容や対応、件数を適切に記録している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。		

### 2-(2) 権利擁護業務

	d	留意点	評価根拠	評価
★	15 成年後見制度や虐待防止、消費者被害について、地域住民および関係機関に向けて普及啓発を行っているか。	普及啓発活動（研修会やチラシ配布等）の実績がある場合に指標の内容を満たしているものとして取り扱う。		
★	16 成年後見制度利用の手順や対応の流れについて整理しセンター内で共有しているか。	成年後見制度利用のフローチャートや地域権利擁護事業の目安シート等をデータや紙面で管理し、職員で共有している場合に指標の内容を満たしているものとして取扱う。		

	センター指標	留意点	評価根拠	評価
☆	17 高齢者虐待事例及び高齢者虐待を疑われる事例への対応の流れについて、市町村と共有しているか。	高齢者虐待対応マニュアルをデータや紙面で管理し、職員で共有している場合に指標の内容を満たしているものとして取扱う。		
☆	18 センターまたは市町村が開催する高齢者虐待防止に関する情報共有、議論及び報告等を行う会議において、高齢者虐待事例への対応策を検討しているか。	必要時に虐待防止検討会への出席や、コア会議を要請及び参加し、虐待防止について検討ができる体制を整備している場合に、指標の内容を満たしているものとして取扱う。		
☆	19 消費者被害に関し、センターが受けた相談内容について、消費生活に関する相談窓口または警察等と連携の上、対応しているか。	ケース確認票や相談記録等にて対応の確認ができる場合、または日頃から消費者被害に関する情報を収集できる体制を整備し、職員で内容の共有を図っている場合に指標の内容を満たしているものとして取扱う。		
☆	20 消費者被害に関する情報を、民生委員・介護支援専門員・ホームヘルパー等へ情報提供する取組を行っているか。	チラシや連絡会等で情報提供をした実績がある場合に指標の内容を満たしているものとして取り扱う。		

2-(3) 包括的・継続的ケアマネジメント業務

	センター指標	留意点	評価根拠	評価
☆	21 地域の介護支援専門員のニーズや課題を把握し、事例検討会や個別事例を検討する地域ケア会議等を開催しているか。	介護支援専門員のニーズや課題に基づき、事例検討会や地域ケア会議、研修会を開催した実績が確認ができる場合、に指標の内容を満たしているものとして取扱う。		

2-(4) 地域ケア会議

	センター指標	留意点	評価根拠	評価
☆	22 センター主催の地域ケア会議において、多職種と連携して、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じているか。	開催したにここ・らくらくミーティングにおいて多職種からの助言を受け、以下の <b>対応策を講じている実績がある</b> 場合に満たしているものとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・課題の明確化</li> <li>・長期・短期目標の確認</li> <li>・優先順位の確認</li> <li>・支援や対応及び支援者や対応者の確認・モニタリング方法の決定</li> </ul>		
☆	23 市町村から示された地域ケア会議における個人情報の取扱い方針に基づき、センターが主催する地域ケア会議で対応しているか。	個人情報の取扱い方針に基づき対応している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。		
☆	24 センター主催の地域ケア会議において、議事録や検討事項をまとめ、参加者間で共有しているか。	議事録等をデータまたは紙面でまとめ、共有している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。		
☆	25 地域ケア会議で検討した個別事例について、その後の変化等をモニタリングしているか。	会議においてモニタリングが必要とされた事例の全てにおいて実施している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。		
☆	26 センター主催の地域ケア会議において、地域課題に関して検討しているか。	わがまちミーティングまたはにここ・らくらくミーティングにおいて地域課題について検討している実績がある場合、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。		

2-(5) 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援

	センター指標	留意点	評価根拠	評価
☆	27 自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントに関し、市町村から示された基本方針をセンター職員が理解し、委託先の居宅介護支援事業所に周知しているか。	基本方針には、自立支援・重度化防止に資するケアマネジメントに関して、基本的な考え方、ケアマネジメントの類型、実施の手順、具体的なツール（興味・関心チェックシート等）及び多職種の視点（地域ケア会議等）の活用について全て記載され、共有されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。		
★	28 市民や関係機関に対し、対象者に合わせた内容で、フレイル予防に関するチラシや資料の配布、または介護予防教室等を開催し、周知活動を行っているか。	対象者に合わせた内容を検討し、チラシの配布や介護予防教室を開催した実績がある場合に指標の内容を満たしているものとする。 →対象者に合わせた内容で取り組んでいることを評価する指標にしました。		
★	29 自立支援に向けたプラン作成・サービスの利用提案・適切なアセスメント・居場所の創出及びケアマネジメントの支援を行うために、ぐっとらいふミーティング選定会議を開催し、適切なケースを提出しているか。	ぐっとらいふミーティング選定会議を適切に開催した実績が確認できる場合に、指標の内容を満たしているものとする。		
☆	30 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援のケアプランにおいて、保険給付や介護予防・生活支援サービス事業以外の多様な地域の社会資源を位置づけたことがあるか。	ケアプラン作成において、地域の社会資源を位置づけたことがある場合、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。		
☆	31 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託した場合は、台帳への記録及び進行管理を行っているか。	・台帳への記録 ・定期的な進行管理 以上のことを適切に実施している場合に指標の内容を満たしているものとして取扱う。		
★	32 TFPP、介護予防教室での体力測定後に、動機づけ支援や地域の通いの場に繋ぐなどのフォローアップを行っているか。	対象者に対し、必要時に地域の通いの場への繋ぎや、普及啓発を行っている実績があることが確認できた場合に、評価の指標を満たしているものとして取り扱う。		

### 3 事業間連携（社会保障充実分事業）

	センター指標	留意点	評価根拠	評価
☆	33 医療関係者と合同の講演会・勉強会等に 参加しているか。	・在宅医療・介護連携推進事業による実施 かは問わない。 ・参加の実績がある場合、指標の内容を満たしているものとして取り 扱う。		
☆	34 生活支援コーディネーター・協議体と地域に おける高齢者のニーズや社会資源について協 議をしているか。	生活支援コーディネーター及び協議体いずれとも協議している実績 がある場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。		

4 認知症施策の推進

	センター指標	留意点	評価根拠	評価
★	35 各地域包括支援センターが策定している重点目標の内容に沿って、認知症地域支援推進員重点目標アクションプランを策定しているか。	4月末時点で策定されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う		
★	36 ミーティング等を通じて、認知症地域支援推進員重点目標アクションプランの進捗確認を計画的に行っているか。	少なくとも四半期に一度、進捗確認を行い、確認の記録が残されている場合に指標の内容を満たしているものとして取り扱う。		
★	37 認知症サポーター養成講座やその他認知症講座を新規団体や関係団体、市民に周知し、対象者に合わせた内容で実施しているか。	前年度に実施していない団体への認知症サポーター養成講座や、対象ごとに適切なテーマを設定して実施した認知症講座の実績がある場合、指標の内容を満たしているものとして、取り扱う。		
★	38 いこいの会、みらいの会、認知症カフェと連携して、認知症の人とその家族を支えるつながりの支援に努めているか。	いこいの会やみらいの会、認知症カフェへの参加実績や各団体と認知症に関する情報共有及び連携をした実績がある場合に指標の内容を満たしているものとして取り扱う。		
★	39 認知症の人やその家族が安心して暮らせるために地域の特性に応じた見守り体制の構築に努めているか。	認知症の方の見守り体制構築のために、地域ケア会議の開催、アンケートや聞き取り調査による地域の実態把握、通いの場の創出に関連する取り組み等を行った実績がある場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。		
★	40 総合相談等において、認知症に関する相談があった場合、関係者等と協力しながら認知症の方や家族の支援を早期に対応し、支援に努めているか。	必要時にもの忘れ相談事業や認知症初期集中支援チームの利用を検討し、適切な支援に繋いだ実績がある場合、又は日頃から関係機関と連携し即座に対応できる体制を整えている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。		
★	41 徘徊高齢者の相談時に、必要なサービス（認知症高齢者等位置情報サービス、見守りキーホルダー、高齢者行方不明情報メール）等の情報提供を行い、適切に支援を行っているか。	相談があった際は、必要なサービス（認知症高齢者等位置情報サービス、見守りキーホルダー、高齢者行方不明情報メール）の利用を検討し、必要時適切に支援に繋いでいる場合に指標の内容を満たしているものとして取り扱う。		